

諏訪市地域公共交通会議規約改正（案）

（設置）

第1条 この会は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需用に応じた住民生活に必要な公共交通の確保とその他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。

（名称）

第2条 この会の名称は、諏訪市地域公共交通会議（以下「会議」という。）とする。

（事務所）

第3条 会議の事務所は、諏訪市高島一丁目22番30号、諏訪市役所内に置く。

（協議事項）

第4条 会議は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (2) 市が運営する有償運送の実施及びその利用者から収受する対価に関する事項
- ~~(3) 生活交通ネットワーク計画の実施に係る連絡調整に関すること。~~
- ~~(4) 生活交通ネットワーク計画に位置づけられた事業の実施に関すること。~~
- ~~(5) 前4号に掲げるもののほか、会議の設置目的を達成するために必要なこと。~~

（組織）

第5条 会議は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 公共交通事業者等
- (2) 道路管理者
- (3) 公安委員会
- (4) 地域公共交通の利用者
- (5) 学識経験者
- (6) 地方運輸局
- (7) 公共交通事業者等の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (8) 長野県
- (9) その他市長が必要と認めた者

3 委員の任期は、概ね1年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前項の場合において、行政機関の職員及び団体の役員については、同項本文の規定にかかわらず、その職にある期間とする。

（役員）

第6条 会議に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人

2 会長は、諏訪市長をもって充てる。

3 副会長は、委員の中から会長が指名する。

4 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議の運営）

第7条 会議は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。
- 3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 5 会議は、必要に応じて分科会を置くことができる。
- 6 会議は、委員のほか、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。
- 7 会議は、原則として公開とする。

(書面による決議)

第8条 会議は、会長が認め、次の事由に該当するものは、書面による決議を行うことができる。

- (1) 会議に提案された事業のうち、軽微な変更その他必要と認められる措置の変更
 - (2) 至急の決議が必要で会議を開催する余裕がない事項
 - (3) 事前に会議において書面による決議の了承を受けている事項
- 2 会長は、書面による決議を行った場合、次回の会議において、その内容を報告しなければならない。

(事務局)

第9条 会議の事務局は、諏訪市企画部地域戦略・男女共同参画課に置く。

- 2 事務局には事務局長及び事務局員を置く。
- 3 前2項に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(規約の変更)

第10条 この規約を変更する場合は、会議の承認を得なければならない。

(補則)

第11条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

省略

この規約は、令和4年6月22日から施行する。

この規約は、令和6年3月18日から施行する。

諏訪市地域公共交通会議事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、諏訪市地域公共交通会議規約第9条の規定に基づき、諏訪市地域公共交通会議（以下「会議」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 会議の会議に関すること。
- (2) 会議の資料作成に関すること。
- (3) 会議の庶務に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、会議の運営に関し必要な事項

(職員等)

第3条 事務局に事務局長その他必要な職員を置く。

- 2 事務局長は、諏訪市企画部長をもって充てる。
- 3 事務局員は、諏訪市の職員をもって充てる。

(専決事項)

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りでない。

- (1) 事務局の運営に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

(文書の取扱い)

第5条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、諏訪市の例による。

(公印の取扱い)

第6条 会議の公印の種類は会長印とし、公印の名称、寸法、使用区分、個数及び管理者は、別表のとおりとする。

- 2 会議の公印の保管、取扱い等については、諏訪市の例による。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年2月3日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年2月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年6月24日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年6月22日から施行する。

別表 (第6条関係)

名称	寸法 (ミリメートル)	使用区分	個数	管理者
諏訪市地域 公共交通会 議会長の印	20×20	会長名をも つてする文 書用	1	事務局長